

平成28年(㉮)第25号, 平成28年(㉮)第26号

債権者 西郡均 外3名

債務者 四国電力株式会社

平成28年 9 月20日

準備書面 (1)

大分地方裁判所民事部保全係 御中

債務者訴訟代理人弁護士 田 代



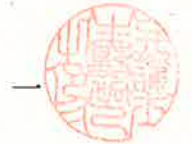
同弁護士 兼 光 弘



同弁護士 松 繁



同弁護士 生 野 裕



同弁護士 上 野 貴 士



債権者らは、準備書面（１）及び同（１）の補充書１（以下、本書面において「債権者ら補充書１」という。）において、人格権に基づく差止請求の要件や判断枠組み等に関する主張を縷々述べる。これらに関する債務者の考えは、答弁書「債務者の主張」第２（３～１４頁）で述べたとおりであり、改めて主張しないが、債権者らの主張には、「原子力発電所に求められる安全性」や「主張立証（疎明）責任の転換が必要と考えられる実質的な根拠」といった債権者らの主張の根幹をなす部分に関して、以下に述べるような問題があることを指摘しておく。

１ 原子力発電所に求められる安全性について

債権者らは、原子力発電所に求められる安全性について、「危険性が社会通念上無視しうる程度に小さいこと」（相対的安全性）では足りないとする一方で、「ゼロリスク」（絶対的安全性）を求めるものではないとし、「深刻な災害が万が一にも起こらないような安全性、絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性」が求められると主張する（債権者ら補充書１の第３の３（１５頁）、債権者ら準備書面（１）第５（２５頁以下）等）。

しかしながら、債権者らのいう「深刻な災害が万が一にも起こらないような安全性、絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性」とは、結局のところ、「過酷事故については絶対に起こさない」というものであり、答弁書「債務者の主張」第２（３～１４頁）で述べたとおり、危険が内在すること自体は避けられない原子力発電所に関して、およそ達成し得ない内容を求めるものである。したがって、絶対的安全性と同様に原子力発電所の安全性に関する判断基準としては不適切である。債務者としては、これまで原子力訴訟において採用されてきた「危険性が社会通念上無視しうる程度に小さいこと」（相対的安全性）の考え方に立つことが妥当であると考

える。そして、本件3号機については、本件仮処分において債務者が主張疎明するとおり、福島第一原子力発電所事故を踏まえたより高い安全性を確保しており、その危険性は社会通念上無視しうる程度に小さいものとなっている。

2 主張立証（疎明）責任について

債権者らは、人格権に基づく差止請求の一般原則であるところの主張立証（疎明）責任は差止めを求める債権者側にあるという考え方を修正し、債務者側に実質的な主張立証（疎明）責任を課すべきであると主張する（債権者ら補充書1の第5の1（19頁以下）、債権者ら準備書面（1）第6（46頁以下））。そして、債権者らは、このような考え方をとる「実質的根拠」について、「真偽不明となった場合に、原発の安全性が確認できないにもかかわらず稼働が認められてしまうという不合理性にある」（債権者ら補充書1（20頁））と主張する。

しかしながら、かかる債権者らの主張は、原子力発電に反対する立場を前提とする一方的な主張に外ならない。債権者らは、「真偽不明」となった場合を「原発の安全性が確認できない」と恣意的に言い換えているが、答弁書等で詳細に述べるとおり本件3号機において債務者は福島第一原子力発電所事故を踏まえた万全の安全確保対策を講じており、原子力規制委員会においても慎重な審査を経て、本件3号機に係る安全性が確認されていることを踏まえれば、本件仮処分における「真偽不明」とは、債権者らが、債務者の主張する安全確保対策の効果や原子力規制委員会による審査結果を覆して本件3号機に係る具体的危険を主張立証（疎明）するに至っていないこと、すなわち「本件3号機について債権者らの人格権を侵害する具体的危険があるかどうか分からない」（換言すれば、危険があるとは

言えない)ということに外ならず、その場合に債権者らの差止請求が認められないのは当然のことである。

3 「川内原発福岡高裁宮崎支部決定」について

債権者らは、九州電力株式会社川内原子力発電所1・2号機の運転差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件において、福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号90頁が、原告が「遠く離れた地域に居住等する者である場合には、主張、立証責任を負うべき原告において」、「具体的危険が存在することを主張立証すべきである。」(同96頁)と判示していることに関して、仙台地裁平成6年1月31日判決・判例時報1482号3頁が具体的危険性の立証内容として、「i 運転による放射性物質の発生、ii 事故時等における放射性物質の外部への排出の可能性、iii 放射性物質の拡散の可能性、iv 原告らの身体への到達の可能性及びv 被害発生の可能性」を挙げていることを指摘し、原子力発電所からの距離が遠いことと関係するのは上記のうちのiv及びvのみであって、原子力発電所からの距離が遠いこととは無関係なi～iiiについてまで原告(債権者)側に立証を求めることに合理的な理由はないと主張する(債権者ら補充書1の第5の3(24頁以下))。

しかしながら、上記i～vの要件が全て充足されてはじめて人格権侵害の具体的危険性があると認められるものであるところ、iv及びvについては、原子力発電所からの距離が遠い場合には、近隣に居住する住民に比べて要件が充足される蓋然性が低く、したがって、差止要件が充足される蓋然性も低い。民事の差止裁判である以上、原則としては原告(債権者)側に主張立証(疎明)責任があることを踏まえれば、差止の要件が充足される蓋然性が低い場合に、原告(債権者)側に主張立証(疎明)責任がある

と考えることは、むしろ当然であり、福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号90頁は何ら不合理なものではない。

以 上